

浜松市防災協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、浜松市防災協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、浜松市中区下池川町19番1号（浜松市消防局内）に置く。

(目的)

第3条 本会は、防火・防災思想の普及啓発及び火災その他の災害の防止と災害に因る被害の軽減を図るために、必要な知識と技術の研修を行い、事業所等の自主防火・防災管理体制を確立し、もって社会公共の安全及び福祉の増進に寄与するとともに、会員相互の連携を図ることを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火・防災思想の普及啓発に関すること。
- (2) 防火・防災管理に必要な訓練・調査・研究・研修等に関すること。
- (3) 防火・防災に関する図書の斡旋及び刊行に関すること。
- (4) 防火・防災関係機関への協力に関すること。
- (5) 会員の表彰等に関すること。
- (6) 静岡県収入証紙及び浜松市収入証紙の販売に関すること。
- (7) 一般財団法人消防試験研究センター静岡県支部からの事務の受託に関すること。
- (8) 一般社団法人静岡県危険物安全協会連合会からの事務の受託に関すること。
- (9) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 会 員

(種類)

第5条 本会の会員（事業所、店舗、施設等）は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する次に掲げる事業所
 - ア 消防法第8条に規定する防火管理者の選任を要する事業所
 - イ 消防法第10条に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所を有する事業所
 - ウ 高圧ガス保安法第5条第1項に規定する許可を要する事業所（第一種製造者）、同法第16条に規定する第一種貯蔵所を有する事業所又は同法第20条の4に規定する届出を要する事業所（販売業者）
 - エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条に規定する登録を要する事業所（液化石油ガス販売事業者）
- (2) 賛助会員 前号に規定する正会員以外で、本会の目的に賛同する個人又は事業所（入会等）

第6条 本会へ入会しようとする者は、入会申込書（第1号様式）により、会長に申し込ま

なければならない。

- 2 入会申込書の記載内容に変更があった場合は、変更届出書（第2号様式）を速やかに会長に届け出なければならない。

（退会）

第7条 本会を退会しようとする者は、退会届出書（第3号様式）を会長に届け出なければならない。

（年会費）

第8条 会員は、別表に規定する年会費を年度当初に納入しなければならない。

- 2 既納の年会費は、還付しない。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

（1）本会の名誉を著しく毀損したとき。

（2）年会費を納入しないとき。

- 2 会長は、前項の除名をしようとするときは、あらかじめその会員に弁明等の機会を与えるなければならない。

第4章 役員等

（役員）

第10条 本会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 7名以内

（3）理事 60名以内（会長及び副会長を含む。）

（4）監事 3名以内

（役員の選出）

第11条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選出する。この場合において、理事は、部会ごとに会員100名につき6名とし、部会員が100名に満たない場合は、2名とする。

- 2 会長は、総会において理事の中から選出し、副会長は、会長が理事の中から指名する。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充により選任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、任期満了後も後任者の就任までその職務を行う。

（役員の待遇）

第13条 役員は、名誉職とする。

（役員の職務）

第14条 会長は、本会を代表し会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 理事は、理事会に出席して議事を審議する。

- 4 監事は、本会の事務及び会計を監査するとともに、理事会において意見を述べること

ができる。

(顧問及び参与)

第 15 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会において推举した者に会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 部 会

(部会)

第 16 条 本会の事業を円滑に推進するため、業種別に部会を設置し、会員はその主たる業種の部会に所属するものとする。

2 部会に必要な事項は、別に定める。

第 6 章 会 議

(会議)

第 17 条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 正副会長会

(総会)

第 18 条 総会は、年に 1 回開催する定期総会と、必要に応じ開催する臨時総会とし、会長が会員を招集する。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 予算及び決算の承認に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告の承認に関すること。

(3) 会則の改廃に関すること。

(4) 理事及び監事の選出に関すること。

(5) その他会長が本会の運営に必要と認める事項

(理事会)

第 19 条 理事会は、第 10 条に規定する役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 事業の運営に関する事項

(3) その他会長が必要と認める事項

(正副会長会)

第 20 条 正副会長会は、会長が理事会を開催するいとまがないと認める場合に招集し、審議した事項は、次の理事会において承認を得なければならない。

(議長)

第 21 条 会議の議長は、会長があたる。

(開会の定足数)

第22条 総会は会員の過半数、理事会は役員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 止むを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない者は、その権限を議長に委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決)

第23条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第24条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 議題並びに審議の経過及びその結果

(議事録署名人の選出)

第25条 会議の議事録署名人として、その会議において2名を選出する。

2 議事録署名人は、議事録に署名又は捺印をしなければならない。

第7章 事務局

(事務局職員)

第26条 本会の事務を処理するため、事務局長その他の事務局職員を置く。

2 事務局職員は、会長が任免する。

3 事務局職員は、本会の定めるところにより報酬を受けて本会の事務に従事する。

第8章 会計

(経費)

第27条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算の事前執行)

第29条 定期総会前までの収入及び支出については、予算の承認以前であっても必要最小限の範囲において収入及び支出することができる。

第9章 帳簿

(帳簿)

第30条 本会に、次の書類を備えなければならない。

- (1) 役員及び会員名簿（永年）
- (2) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類（10年）
- (3) 会議議事録（5年）

- (4) 表彰に関する書類（永年）
- (5) 備品に関する書類（常用）
- (6) 沿革誌（常用）

第10章 雜 則

(委任)

第31条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年4月28日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、「浜松市危険物安全協会」、「浜松市大型店舗防火研究会」、「静岡県西遠地区病院防火管理研究会」、「浜松市社会福祉施設協議会防火管理委員会」の会員であった者は、会則第6条の入会の手続きは要しない。
- 3 会則第10条第3号において、60名以内とあるのは、当分の間は適用しない。